

令和6年4月1日

県立新津工業高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しむ
ながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技部、バドミントン部、野球部、バスケットボール部、卓球部、剣道部、柔道部、弓道部、サッカー部、テニス部、バレーボール部
写真部、芸術部（美術班・器楽班・演劇班）、ロボット部、機械部
棋道・読書部、建築部、茶道部

(2) 活動時間及び日数について

①活動時間

学期中 平日2時間 週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）

②休養日

平日1日以上、週休日等1日以上の週2日とする。

※別紙「年間活動計画」による。

③その他

・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談すること。

・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談すること。

・平日の休養日の変更は、原則その週内で補うこと。

・週休日の休養日の変更はその月を含め、4か月以内に補うこと。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、

生徒
の健康面・学習面には十分配慮する)。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、部活動での指導において、体罰等を行うことは、
いか
なる理由があっても、決して許されないことであると認識し、体罰等のない指
導に徹
すること。

(2) 保護者の理解と協力について

部活動運営上、保護者の理解と協力を得るため、顧問としての指導に関する
基本

方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示すこと。

令和6年4月1日 見直しの結果修正なし